

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 議第5号 農業委員会事務局職員の任免について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地かい廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について
- 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 坂井浩行 委員 | 2番 早川直子 委員 |
| 3番 山屋和徳 委員 | 4番 栞原一郎 委員 |
| 5番 小池秀一 委員 | 6番 志田洋一 委員 |
| 7番 笹岡大介 委員 | 8番 瀬高栄津子 委員 |
| 9番 山倉 広 委員 | 10番 佐藤直人 委員 |
| 11番 小師栄一 委員 | 12番 飛岡雅史 委員 |
| 13番 井上利弥 委員 | 14番 五十嵐弘作 委員 |
| 15番 吉田 昇 委員 | 16番 鈴木範男 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊健一 委員 |
| 19番 淡路五樹 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

- | | |
|---------|----------|
| 青木誠一 委員 | 岡崎耕一郎 委員 |
| 川上利男 委員 | 北澤正之 委員 |

小 出 和 哉 委員
駒 形 徹 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

それでは次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

3番、山屋和徳委員、16番、鈴木範男委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第5号及び報第1号から報第7号までの以上12件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題とします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、前月と同様に申請件数が

多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします。議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

最初に恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。正誤表を御覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく、相対の利用権設定に記載漏れがあり、106ページに1614番を追加し、正誤表の裏面のとおりに訂正させていただくものです。大変申し訳ありませんでした。

続いて議案の説明の前に、農用地利用集積計画及び関係があります農用地利用集積等促進計画について説明いたします。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行され、地域計画が策定された令和7年4月以降、原則として農地の権利設定等は農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画に移行します。このことで、これまで経過措置として行ってきた市町村の農用地利用集積計画は令和7年3月31日で廃止となり、4月以降は農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

それでは、議案について説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

6ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定17件、再設定4件、合計21件、10万1,345平米です。

1ページの1314番から5ページの1330番までの以上17件は新規設定です。

また、6ページの1331番から1334番までの以上4件は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

12ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定17件、再設定4件、合計21件、10万1,345平米です。

整理番号の元番は、農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

正誤表の106ページを御覧ください。今月の申請は、新規設定260件、再設定18件、合計278件、266万8,459.93平米です。

13ページを御覧ください。

1335番から100ページの1593番まで及び正誤表の裏面の106ページの1614番の以上260件

は相対による新規設定です。

また、議案書の101ページの1594番から正誤表の裏面の106ページの1611番までの以上18件は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告いただいたものです。

107ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買2件、1万4,168平米です。

なお、所有権移転の契約内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、3月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長、井上会長代理同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前9時51分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月申請の公社借入は、新規設定17件、再設定4件、合計21件、10万1,345平米です。公社貸付は新規設定17件、再設定4件、合計21件、10万1,345平米です。

次に、相対の利用権設定は新規設定260件、再設定18件、合計278件、266万8,459.93平米です。

最後に、所有権移転は売買2件、1万4,168平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。御質疑ございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

108ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、売買3件、贈与1件、合計4件、6,106平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

57番は、荒沢地内の農地2筆、2,788平米を、市外に在住し耕作できないことから譲渡人の要望で、これまで耕作していた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

58番は、荒沢地内の農地1筆、494平米を、自宅が隣接していてこれまでも管理していた譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

59番は、鹿峠地内の農地1筆、418平米を、利便性向上のため隣接農地を所有する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

60番は、原地内の農地2筆、2,406平米を、耕作経験がなく耕作できないことから譲渡人の要望で贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長(9番山倉 広委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買3件、贈与1件、合計4件、6,106平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

109ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、5,940平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

61番は、西大崎一丁目地内の農地5筆、5,074平米を、賃借権の設定により、店舗1棟、駐車場79台分、調整池1か所及び市道拡幅の用地として利用したいもので、場所につきましては、農業体験交流センターサンファーム三条の西側210メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、須頃一丁目地内の農地2筆、866平米を、売買により取得し、事務所1棟、物置1棟、駐車場8台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条商工会議所の南側40メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、5,940平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

62番については、3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。また、61番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとししました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、62番については原案のとおり許可することに、61番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、62番については原案のとおり許可することに決定いたしました。また、61番につきましては新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『令和7年度最適化活動の目標の設定等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『令和7年度最適化活動の目標の設定等について』説明いたします。

110ページをお願いいたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定に基づき、毎年度当初に市のホームページで公表するものです。

主に昨年度からの変更点について説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」の1 農業委員会の現在の体制は変更ございません。

2 農家・農地等の概要の右側の認定農業者等の経営体は、令和6年3月末の数値となっておりますが、令和7年3月末の数値が4月に公表されますので、ホームページで公表するときには最新のものに更新させていただきたいと思っております。

最下段の耕地面積は、令和6年度統計が先月公表され、変更しております。

111ページをお願いいたします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」、(1) 農地の集積、①現状及び課題の表中、「これまでの集積面積(B)」及び「集積率」は、令和6年3月末の数値ですが、令和7年3月末の数値が4月に公表されますので、ホームページに公表する際は最新のものに更新してまいりたいと考えております。

②目標の表中、令和9年度の目標は令和6年度の農地面積により算定しております。

(2) 遊休農地の解消の②目標、「イ 新規発生遊休農地の解消」は、令和6年度中に新たに発生したものではありませんでした。

112ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進の①現状及び課題の表中、令和6年度新規参入者の2経営体は、株式会社〇〇〇〇と株式会社〇〇〇〇です。この2者は農地所有適格法人となっております。

②目標は、直近3年間の権利移動面積です。

そのほかは変更ありません。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『農業委員会事務局職員の任免について』を議題とします。

議案審議に入る前に、事務局職員は全員退席をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（栗原会長）

それでは、4月1日付の三条市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から協議があったもので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、職員は農業委員会が任免することになっていることから、農業委員会の承認を求めるものです。

1、農業委員会事務局職員を免ずる者。事務局長、山村吉治。

2、農業委員会事務局職員に任ずる者。事務局長、山井修。

以上です。

なお、山井センター長は下田サービスセンターから転入され、山村事務局長は議会事務局へ転出するものです。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号『農業委員会事務局職員の任免について』を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、承認することに決定いたしました。

以上で全ての議案の審議は終了いたしました。

これよりしばらく休憩します。

(午前9時55分から午前10時08分まで休憩)

議長（栗原会長）

会議を再開します。

議長（栗原会長）

それでは、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第7号までの6件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

(別添報告書により説明)

事務局（上林経営基盤係長）

追加で私から1件報告させていただきます。

令和7年3月13日付け三農委第430号で、公益社団法人新潟県農林公社の実施する農地の売買等の特例事業の対象とする三条市の経営基準面積と目標面積について、委員の皆様にご意見照会させていただきましたところ、意見なしが36名、意見ありが1名という結果になりました。こうしたことから、三条市農業委員会としては、提案した経営基準面積及び目標面積とすることに決定し、既に公益社団法人新潟県農林公社にその旨回答しております。

なお、意見ありの方の御意見は、経営基準面積及び目標面積を増やすべきとのことでした。

報告は以上です。このたびは御協力ありがとうございました。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（栗原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栗原 一郎

議事録署名委員（ 3 番） 山屋 和徳

議事録署名委員（16 番） 鈴木 範男
